

## 平成25年度から適用される個人住民税の主な税制改正

### 生命保険料控除の見直し

平成22年度の税制改正により、平成25年度の個人住民税における生命保険料控除が見直されました。

現行の生命保険料控除は「一般生命保険料控除」と「個人年金保険料控除」の2種類に分けられており、それぞれの適用限度額が35,000円で合計適用限度額は70,000円となっていました。【旧契約】

今回の改正により、平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約等については、新たに「介護医療保険料控除」設けられ「一般生命保険料控除」・「介護医療保険料控除」・「個人年金保険料控除」の3種類に分けられ、それぞれの適用限度額が28,000円となります。合計適用限度額は70,000円と変更はありません。【新契約】

#### 【新契約】平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

「一般生命保険料控除」・「介護医療保険料控除」・「個人年金保険料控除」それぞれ次の表のとおり計算します。(限度額は28,000円)

	年間の支払保険料等 $A$	控除額
表1	12,000円以下	$A$ 全額
	12,001円～32,000円	$A \times 1 / 2 + 6,000$ 円
	32,001円～56,000円	$A \times 1 / 4 + 14,000$ 円
	56,001円以上	28,000円

#### 【旧契約】平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除

「一般生命保険料控除」・「個人年金保険料控除」それぞれ次の表のとおり計算します。(限度額は35,000円)

	年間の支払保険料等 $A$	控除額
表2	15,000円以下	$A$ 全額
	15,001円～40,000円	$A \times 1 / 2 + 7,500$ 円
	40,001円～70,000円	$A \times 1 / 4 + 17,500$ 円
	70,001円以上	35,000円

#### 新契約と旧契約の両方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額

新契約と旧契約の両方の支払保険料等について、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合の控除額は、それぞれ次の金額の合計額(上限28,000円)となります。

1. 新契約の支払保険料等については、上記の表1により計算した金額
2. 旧契約の支払保険料等については、上記の表2により計算した金額